



中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年1月

JBS Newsletter
2019年03月06日

Contents

税務法規

1. 個人所得税

▶「引き続き有効な個人所得税の優遇政策目録に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2018]177号) (“177号公告”)

2. 企業所得税

▶「『中華人民共和国企業所得稅年度納稅申告表(A類、2017年版)』の一部のフォーム様式及び記入説明の変更に関する公告」(国家税务总局公告[2018]57号) (“57号公告”)ほか

3. その他

▶「中華人民共和国車両購入税法」(主席令[2018]19号)ほか

商務法規

▶「『市場参入ネガティブリスト(2018年版)』の公布に関する通知」(発改経体[2018]1892号)ほか

税関法規

▶「2019年の輸出入暫定税率等の調整方案に関する通知」(税委会[2018]65号) (“65号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年01月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ▶ 2018年 01月 04日 | 第2019001号 |
| ▶ 2018年 01月 11日 | 第2019002号 |
| ▶ 2018年 01月 18日 | 第2019003号 |
| ▶ 2018年 01月 25日 | 第2019004号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年01月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1.個人所得稅

- ▶ 「引き続き有効な個人所得稅の優遇政策目録に関する公告」(財政部、國家稅務總局公告[2018]177号) (“177号公告”)

概要

財政部及び國家稅務總局は2018年12月27日付で財税[2018]164号 (“164号通達”)を公布し、「個人所得稅法」改正後の優遇政策の経過措置に関する事項について明らかにした。164号通達では、例えば、年一回性賞与や外国籍個人が取得する手当の取扱い等について規定している。164号通達によれば、当該通達で言及されている経過措置を除き、その他の個人所得稅の優遇政策については、引き続き従来の規定に基づくものとされている。(164号通達については、「人事及び稅務速報-個人所得稅法の改正」(2019年1月号)を参照のこと。)

これに関して、財政部及び國家稅務總局は2018年12月29日付の177号公告により、引き続き有効な個人所得稅の優遇政策目録を公布した。目録には88の個人所得稅の優遇政策に関する法規が含まれている。

177号公告によれば、1980年に公布された「外国からの中国勤務者の個人所得稅納付の問題に関する通知」(財税[1980]189号) (“189号通達”)は引き続き有効である。189号通達では、中国で勤務する外国の文教人員及びその他の派遣者に係る個人所得稅の優遇政策について規定している。

164号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3978994/content.html>

177号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3997933/content.html>

189号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/grsds/200402/t20040223_288579.html

「人事及び稅務速報-個人所得稅法の改正」(2019年1月号)は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-jan-2019/\\$FILE/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-jan-2019.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-jan-2019/$FILE/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-jan-2019.pdf)

2.企業所得稅

- ▶ 「『中華人民共和国企業所得稅年度納稅申告表(A類、2017年版)』の一部のフォーム様式及び記入説明の変更に関する公告」(國家稅務總局公告[2018]57号) (“57号公告”)
- ▶ 「小型薄利企業所得稅年度納稅申告の簡素化に関する措置についての公告」(國家稅務總局公告[2018]58号) (“58号公告”)

概要

國家稅務總局は2018年12月17日付で57号公告を公布し、「『中華人民共和国企業所得稅年度納稅申告表(A類、2017年版)』の公布に関する公告」(國家稅務總局公告[2017]54号) (“54号公告”)により公布された「年度納稅申告表(A類、2017年版)」に変更を加えた。

今回の変更は、「企業所得稅年度納稅申告表記入フォームリスト」、16の正式フォーム及び記入説明に関わっており、そのうち次の4つのフォームが大幅に変更された。

- ▶ フォームA00000は、従来の「企業基礎情報表」という名称から「企業所得稅年度納稅申告基礎情報表」に変更された。変更後の同フォームは基礎情報を記入するもので、従来、各附表に分散していた基礎情報が同フォームに統合された。
- ▶ 「企業所得稅の資産損失に係る資料の保存に関する事項についての公告」(國家稅務總局公告[2018]15号) (“15号公告”)に基づき、「資産損失の損金算入及び納稅調整明細表」(A105090)を改めて設けた。(15号公告については、「中国稅務及び投資速報(日本語翻訳版)」2018年4月号を参照。)

▶ 「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に関する通知」(財税[2018]76号) (“76号通達”)等の通達に基づき、ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損金の繰越年限が5年から10年に延長されたため、「企業所得税欠損金補填明細表」(A106000)及び「国外分支机构の欠損金補填明細表」(A108020)が変更された。

57号公告の公布日と同日に国家税務総局が公布した58号公告により、「小型薄利企業の企業所得税優遇政策の範囲のさらなる拡大に関する通知」(財税[2018]77号) (“77号通達”)、「中華人民共和国企業所得税法」及び同実施条例等に規定された要件を満たす小型薄利企業については、企業所得税の年度申告が簡素化されることになった。58号公告では、要件を満たす小型薄利企業の企業所得税年度申告における必須記入項目、選択記入項目、記入不要項目及び記入不要フォームについて明らかにしている。

57号公告及び58号公告は、2018年度以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。納税者が過年度の税務事項を調整する場合、対応する年度の企業所得税年度納税申告表の関連規則に従い調整を行うものとする。納税者は、2018年度の企業所得税申告における変更点に留意し、現地の所轄税務局からのさらなる通知にも注意を払う必要がある。

57号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3956717/content.html>

57号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3955911/content.html>

58号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3956705/content.html>

58号公告に関する公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3955965/content.html>

54号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3029401/content.html>

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3398321/content.html>

76号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180713_2960452.html

77号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180713_2960459.html

▶ 「『中華人民共和国電力法』等の4つの法律の改正に関する決定」(主席令[2018]23号) (“23号令”)

概要

2018年12月29日、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で、「中華人民共和国企業所得税法」(“企業所得税法”)等の4つの法律の改正が可決され、23号令により改正の決定が公布された。

23号令により、「企業所得税法」第51条第1項は次のように改正される。

旧「企業所得税」第51条第1項	改正後の「企業所得税」第51条第1項 (改正箇所は青字で表示)
<p>非居住者企業が本法第3条第2項¹⁾に規定する所得を取得した場合、機構・場所の所在地を納税地とする。非居住者企業が中国国内に2か所以上の機構・場所を設けている場合、税務機関の審査、承認を得て、主要な機構・場所が企業所得税を一括納付することを選択できる。</p> <p>(「中華人民共和国企業所得税法実施条例」(「実施条例」)では、機構・場所及び審査、承認に関する具体的な要求について規定している。)</p>	<p>非居住者企業が本法第3条第2項¹⁾に規定する所得を取得した場合、機構・場所の所在地を納税地とする。非居住者企業が中国国内に2か所以上の機構・場所を設けている場合、國務院税務主管部門が規定する要件を満たしている場合は、主要な機構・場所が企業所得税を一括納付することを選択できる。</p>

23号令により、「中華人民共和国電力法」、「中華人民共和国高等教育法」及び「中華人民共和国港口法」も改正された。23号令は公布日(2018年12月29日)より施行される。

¹⁾「企業所得税法」第3条第2項によれば、非居住者企業が中国国内に機構・場所を設けている場合、その機構・場所において取得した中国国内を源泉とする所得及び中国国外で発生したが、当該機構・場所と実質的に関連する所得に対して、企業所得税を納付しなければならない。

23号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069935.htm

「実施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/11/content_830645.htm

3.その他

- ▶ 「中華人民共和国車両購入税法」(主席令[2018]19号)

概要

2018年12月29日、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で、「中華人民共和国車両購入税法」(「車両購入税法」)が可決された。

「車両購入税法」の主な内容は以下のとおりである。

- ▶ 徴収制度: 全ての課税車両に対して、車両購入税を一括徴収する。すでに車両購入税を徴収された車両を購入する場合、再度の徴収はしない。
- ▶ 税率: 10%(現行の車両購入税の規定と一致)
- ▶ 税額の減免: 規定に列挙される特定の車両(外国の在中国大使館、領事館及び国際組織の在中国機構の自家用車両、都市公共交通企業が購入した公共用自動車・電車等)は、車両購入税が免除される。國務院がその他の減免税を規定した場合は、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。
- ▶ 申告・納付: 納税者は課税車両を購入した日から60日以内に、公安機関交通管理部門で車両登録を行う前に、車両購入税を申告・納付しなければならない。
- ▶ 税額還付: 納税者が車両購入税を納付した車両を車両製造企業または販売企業に返品する場合、その車両購入税の還付を申請することができる。還付額は納付済み税額を基準として、税額の納付日から還付申請日までの期間において、満1年ごとに10%が減額される。

「車両購入税法」は2019年7月1日より施行される。國務院が2000年10月22日付で公布した「中華人民共和国車両購入税暫定条例」は同時に廃止される。

「車両購入税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069910.htm

- ▶ 「中華人民共和国耕地占用税法」(主席令[2018]18号)

概要

2018年12月29日、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で、「中華人民共和国耕地占用税法」(「耕地占用税法」)が可決された。

「耕地占用税法」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ **納税者:** 中華人民共和国の国内で耕地を占用して建物・構築物を建設し、または農業以外の建設に従事する組織と個人は耕地占用税の納税者となる。

- ▶ **税額:**

1人当たり耕地面積	1平米当たりの税額
1ムー以下の地区	10 ~ 50元
1ムー超2ムー以下の地区	8 ~ 40元
2ムー超3ムー以下の地区	6 ~ 30元
3ムー超の地区	5 ~ 25元

- ▶ **徵収減免:** 特定の用途等に用いられる耕地は、耕地占用税が減免される。例えば、軍事施設、学校、幼稚園、社会福利機構、医療機構に用いられている耕地は、免税とされる。國務院がその他の減免税を規定した場合は、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。

「耕地占用税法」は2019年9月1日より施行される。國務院が2007年12月1日付で公布した「中華人民共和国耕地占用税暫定条例」は同時に廃止される。

「耕地占用税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069862.htm

商務法規

- ▶ 「『市場参入ネガティブリスト(2018年版)』の公布に関する通知」(發改經體[2018]1892号)

概要

2016年3月2日、国家發展改革委員会及び商務部は發改經體[2016]442号(“442号通達”)により、「市場参入ネガティブリスト草案(試行版)」を公布し、少数のパイロット地区で試行を行ってきた。

国家發展改革委員会及び商務部は2018年12月25日付で、「市場参入ネガティブリスト(2018年版)」(“「2018参入リスト」”)を公布した。

「2018参入リスト」は3つの部分によって構成されている。

- ▶ **リストの説明:** リストの範囲を明確にしている。
- ▶ **リストの主体:** 参入禁止類と参入許可類を含む。
- ▶ 参入禁止類は4項目あり、法律法規で明確にされている市場参入に係る禁止規定、「産業構造調整指導目録」の中で投資及び新設が禁止されているプロジェクト、規定に違反して行われる金融関連経営活動及びインターネット関連経営活動の禁止が含まれる。禁止類については、市場主体は参入できず、行政機関も認可を与えない。
- ▶ 参入許可類は147項目ある。これらの参入許可類事項については、市場主体が申請を提出し、行政機関が法に基づき、参入可否を決定する。或いは、市場主体が政府の定めた参入条件及び参入方式に従い、参入する。
- ▶ **2つの付属文書:** 現有の法律法規で明確にされている市場参入に係る具体的な禁止規定、及び「2018参入リスト」の「産業構造調整指導目録(2011年版)(改正)」に対する変更の内容をそれぞれまとめたものである。

「市場参入ネガティブリスト草案(試行版)」と比べると、117の項目と288の具体的な管理措置がそれぞれ減少した。国家發展改革委員会、商務部は2018年6月28日付の国家發展改革委員会、商務部令[2018]18号により「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」を公布したが、これは国外投資者のみを対象とするものであり、外商投資管理の範疇に属する。「2018参入リスト」は、国内、国外の投資者のいずれにも適用される管理措置で、さまざまな市場主体による市場参入管理に対する統一的な要求である。即ち、外商投資参入ネガティブリスト以外の分野は、内外資一致の原則に基づき管理が実施される。(「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」については、「中国税務及び投資速報(日本語翻訳版)」2018年7月号を参照。)

「2018年参入リスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://tgs.ndrc.gov.cn/fmqd/qdsmjqw/>

442号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201604/t20160411_797874.html

「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html

税関法規

- ▶ 「2019年の輸出入暫定税率等の調整方案に関する通知」(税委会[2018]65号) (“65号通達”)
- ▶ 「2019年関税調整方案に関する公告」(税関総署公告[2018]212号) (“212号公告”)
- ▶ 「『中華人民共和国輸出入税則(2019)』の公布に関する公告」(税委会公告[2018]11号) (“11号公告”)

概要

質の高い経済発展と輸出入貿易の安定的な成長を促進するために、国務院関税税則委員会は2018年12月22日付で65号通達を公布した。

65号通達によれば、2019年1月1日より、706品目の商品を対象に輸入暫定税率を適用し、2019年7月1日より、14品目のIT製品を対象に輸入暫定税率を取り消し、同時に1品目の輸入暫定税率の適用範囲を縮小する(詳細については、65号通達の添付1を参照のこと)。また、小麦等の8種類の商品に対する関税割当管理の実施を継続し、割当以外に輸入する一定量の綿花に対し、スライド関税を実施する。

クロム鉄等の108品目の輸出商品に対する輸出関税の徴収或いは輸出暫定税率の適用は2019年1月1日以降も継続され、税率は維持される。また、94品目の輸出暫定税率は取り消される。

2018年12月28日付で税関総署が212号公告により公布した2019年の関税調整方案の内容は、65号通達の内容と基本的に同じである。

そのほか、国務院関税税則委員会は2018年12月29日付の11号公告により、「中華人民共和国輸出入税則(2019)」も公布した。

65号通達、212公告及び11号公告は2019年1月1日より施行される。

65号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/24/content_5351532.htm

212号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2161202/index.html>

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181229_3111629.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京
大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 健一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 聰史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稻葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03008009

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

